表

五

干

別表七の二付表五の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が法第81条の3第1項(個別益金額 又は個別捐金額》(法第59条第2項(会社更生等による債務免 除等があった場合の欠損金の損金算入》(東日本大震災の被災 者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震 災特例法」といいます。)第25条第1項(被災連結法人につい て債務免除等がある場合の評価損益等の特例)の規定により 読み替えて適用する場合を含みます。)の規定により法第81 条の3第1項に規定する個別損金額(以下「個別損金額」と いいます。)を計算する場合で法第59条第2項第3号に掲げ る場合に該当しない場合(措置法第68条の102の3第1項(中 小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除 等がある場合の評価損益等の特例》の規定の適用を受ける場 合を含みます。) 若しくは法第59条第3項の規定により個別 損金額を計算する場合又は平成25年改正前の法(以下「平成 25年旧法」といいます。) 第59条第2項(会社更生等による債 務免除等があった場合の欠損金の損金算入》(平成25年改正前 の震災特例法(以下「平成25年旧震災特例法」といいます。) 第25条第1項(被災連結法人について債務免除等があった場 合の欠損金の損金算入の特例》の規定により読み替えて適用 する場合を含みます。) の規定により個別損金額を計算する 場合で平成25年旧法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当 しない場合に限ります。) の規定の適用を受ける場合に各連 結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の 欄の括弧の中に記載します。
- 2 「適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結 事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額5」に は、当期の別表五の二(一)付表一の「期首現在連結個別利益 積立金額①」の「差引合計額25」に記載されるべき金額がマ イナス(△)である場合のその金額を記載します。

ただし、その金額が、別表七の二付表一の「9の計」に記載されるべき金額に満たない場合には、その記載されるべき金額を記載します。

3 「適用年度終了の時における連結個別資本金等の額6」に は、連結法人が法第81条の3第1項(法第59条第3項の規定 により個別損金額を計算する場合に限ります。)の規定の適 用を受ける場合についてのみ記載します。

は、次により記載します。

- (1) 平成25年4月1日以後に法第59条第2項に規定する事実が生じた場合、同日以後に措置法第68条の102の3第1項に規定する政令で定める事実が生じた場合又は同日以後に震災特例法第25条第1項に規定する政令で定める事実が生じた場合にあっては、次に掲げる連結事業年度の区分に応じそれぞれ次に定めるところによります。
 - イ 「計4」の金額が別表四の二付表「46の①」の金額以上である連結事業年度又は連結親法人事業年度(法第15条の2第1項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じ。)が法第81条の9第8項各号(連結欠損金の繰越し)に定める連結事業年度に該当する連結事業年度……「又は((別表四の二付表「46の①」) (7) ((別表四の二付表「46の①」) (4)) × (0.5又は0.45))」を消します。
 - ロ 連結親法人事業年度が平成30年4月1日前に開始した 連結事業年度(イに掲げる連結事業年度を除きます。) ……「((別表四の二付表「46の①」)-(7))又は」及び「0.5 又は」を消します。
 - ハ 連結親法人事業年度が平成30年4月1日以後に開始する連結事業年度(イに掲げる連結事業年度を除きます。) ……「((別表四の二付表「46の①」)-(7))又は」及び「又は0.45」を消します。
- (2) 平成25年4月1日前に平成25年旧法第59条第2項に規定する事実が生じた場合又は同日前に平成25年旧震災特例法第25条第1項各号に掲げる事実が生じた場合(当該事実が生じた連結法人について同日以後に震災特例法第25条第1項に規定する政令で定める事実が生じた場合を除きます。)にあっては、「又は((別表四の二付表「46の①」)ー(7)ー((別表四の二付表「46の①」)ー(4))×(0.5又は0.45))」を消します。
- (3) 連結法人が法第81条の3第1項(法第59条第3項の規定により個別損金額を計算する場合に限ります。)の規定の適用を受ける場合にあっては、「又は((別表四の二付表「46の①」)ー(4))×(0.5又は0.45))」を消します。